

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例

逐条解説

平成 2 5 年 4 月

まちづくり政策課

目 次

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例逐条解説

はじめに	3
条例施行までの経過	4
柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の構成概要図	5
条例の構成	6
条例の目次	
条例制定の趣旨	
前 文	7
第1章 総則	8
第1条 (目的)	
第2条 (位置付け)	
第3条 (定義)	
第2章 まちづくりの基本理念	9
第4条 (基本理念)	
第3章 まちづくりの考え方	10
第1節 参加及び協働によるまちづくり	
第5条 (まちづくりの基本)	
第6条 (まちづくりの主役及び担い手)	
第7条 (参加によるまちづくり)	11
第8条 (協働によるまちづくり)	
第9条 (交流及び連携によるまちづくり)	
第10条 (まちづくりを支える情報共有)	
第2節 担い手の役割	12
第11条 (住民の役割)	
第12条 (地域コミュニティの役割)	
第13条 (住民活動団体の役割)	13
第14条 (事業者の役割)	
第15条 (議会及び議員の役割)	
第16条 (行政機関、町長及び職員の役割)	14
第4章 まちづくりを進める方法	15
第1節 まちの将来像	
第17条 (まちの将来像とまちづくり)	
第18条 (基本構想の策定方法)	16
第19条 (基本構想を実現するための基本計画等)	
第2節 地域コミュニティ	17
第20条 (地域コミュニティの運営)	
第21条 (地域の将来像づくり)	

第22条 (地域の計画づくりと実行)	18
第23条 (地域コミュニティへの行政支援)	
第3節 行政運営	19
第24条 (行政運営における情報共有の促進)	
第25条 (行政運営の透明化)	
第26条 (行政運営への参加の促進)	20
第4節 協働の推進	21
第27条 (協働の進め方)	
第28条 (協働の継続及び発展)	
第29条 (協働を促進する環境づくり)	
第5章 まちづくりに参加する制度等	22
第30条 (まちづくり提案制度)	
第31条 (まちづくり推進センター)	
第32条 (住民投票制度)	23
第6章 条例の推進	
第33条 (基本条例審議会)	
第34条 (条例の見直し)	24
第7章 雑則	
第35条 (委任)	
附 則	
附 則	25
附 則	

関連例規等〔参考〕

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例	26
柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会の運営に関する要綱	28
柴田町まちづくり推進センター条例	29
柴田町まちづくり推進センター規則	30
柴田町まちづくり提案制度実施要綱	31
柴田町まちづくり提案審査会運営要領	35
柴田町住民投票条例	38
柴田町住民投票条例施行規則	42
協働の推進に関する考え方	36

◆はじめに

少子高齢化、多様化する住民の価値観やニーズなどの急速な変化の中で、量的拡大よりも質的充実に人びとの価値観が移る中で、地域においても個性や多様性が尊重されるようになり、そこでは、全国画一の基準やルールを土台とする中央集権型システムが逆に足かせと感ぜられるようになりました。さらに、権限や財源、人材や情報を中央に過度に集中させたシステムは、地方の資源や活力を低下させ、的確な対応が困難となり、中央集権型行政システムから地方分権型行政システムへの移行が求められるようになりました。

このような時代を向かえ、一層、住民ができることはできるだけ住民が行い、どうしてもできない行政サービスを、まず住民に最も身近な市町村で行い、市町村ではできない広域的な分野は、都道府県で行い、そして、どうしても国でなければできない分野のみ国が行うという「近接と補完性の原理」に沿って、国と地方のあり方を抜本的に見直していく必要がありました。そこで、平成12年（2000年）の機関委任事務制度の廃止に象徴される、第1次地方分権改革では、これまでの国と地方の上下関係を「対等・協力」へと転換いたしました。このことにより、知事・市町村長は「国の機関」として処理する行政事務については解放され、「地域住民の代表」であり「自治体の首長」という、本来の立場に徹し、これまで以上に地域住民の意向に鋭敏に対応しなければならない責務が課され、自らの知恵と能力を出した行政運営が求められるようになりました。

また、住民も地方自治体とともに自らの地域課題について主体的に考え行動し、自分たちにしかできないまちづくりに積極的に取り組む活動が必要となります。

この流れにより、まちづくりの主人公である住民が、役割分担を明確にして地域の課題解決やまちづくりを主体的に進められるよう、町（議会、町長及びその執行機関）と課題や情報を共有し、まちづくりのための連携と協力を促進するための基本ルールを定めることが必要となりました。

このために、町は平成14年度からまちづくりの調査研究に住民とともに取り組み、平成16年6月に「住民自治基本条例検討委員会」を設置し、条例制定に向けた活動をスタートさせました。平成18年10月には公募住民を中心とした「住民自治基本条例をつくる会」が発足し、200回以上の会議や各種団体との意見交換を経て、「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」の素案が町長に提出されました。提出された条例は、平成21年2月議会に上程し、否決となりましたが、あらためて平成21年9月議会に条例案を上程し、特別委員会での継続審議を経て平成21年12月議会で修正可決され、平成22年4月1日施行となりました。

条文については、町民に親しみを感じていただくため、口語体「です・ます調」を取り入れ、できるだけやさしい表現を用いました。

◆条例施行までの経過

平成14年12月	柴田町まちづくり委員会設置
平成16年6月	協働のまちづくり検討委員会の設置（町内5人、町外2人 計7人）
平成18年4月	基本条例制定の基本的な考え方、内容、位置付け、策定方法等について検討し町長へ提言
平成18年5月～	基本条例素案作成に関する行政区説明会の開始（延べ35回）
平成18年8月	「住民自治基本条例をつくる会」スタートフォーラムの開催
平成18年10月	庁内の検討組織である住民自治基本条例推進本部、住民自治基本条例検討会議の設置
平成18年10月28日	公募住民を中心とした“住民自治基本条例をつくる会”設置、第1回全体会（65名の委員でスタート）
平成20年8月1日	つくる会より「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例素案」を町長へ提出 ■つくる会による条例素案作成、啓発活動等（主なものとして） <ul style="list-style-type: none"> ・全体会における素案検討等 69回 ・各種説明会 22回 ・情報発信紙発行 29回
平成20年12月	基本条例原案についてパブリックコメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・意見募集期間 平成20年12月17日 から 平成21年1月16日 ・意見提出者数 4名 ・意見等の件数 31件
平成21年2月	柴田町議会平成21年第1回定例会へ「基本条例」上程 【否決】
平成21年9月	柴田町議会平成21年第3回定例会へ「基本条例」上程 ➤審査特別委員会へ付託、継続審議となる
平成21年12月18日	平成21年第4回定例会において、審査特別委員会から報告のあった基本条例修正案が賛成多数で可決
平成21年12月22日	「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」公布（つくる会解散）
平成22年2月～7月	基本条例制定後の地区説明会の実施（延べ24回、参集人数1,071人）
平成22年3月	平成22年第1回定例会において、「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例」を可決 地域計画先進事例研修会の開催
平成22年4月1日	「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」施行 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例施行 柴田町地域計画策定事業補助金交付要綱施行。以後、行政区長会や地域へ出向き地域計画策定へ向けた説明を行う。
平成23年9月9日	「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」一部改正
平成25年4月1日	「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」一部改正

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例構成概要図

前 文

総則（第1章）

- ・ 目的（第1条）・位置づけ（第2条）
- ・ 定義（第3条）

まちづくりの基本理念（第2章）

- ・ 基本理念（第4条）

まちづくりを進めるしくみ

まちづくりの考え方（第3章）

①参加と協働によるまちづくり

- ・ まちづくりの基本（第5条）
- ・ まちづくりの主役及び担い手（第6条）
- ・ 参加によるまちづくり（第7条）
- ・ 協働によるまちづくり（第8条）
- ・ 交流及び連携によるまちづくり（第9条）
- ・ まちづくりを支える情報共有（第10条）

②担い手

- ・ 住民の役割（第11条）
- ・ 地域コミュニティの役割（第12条）
- ・ 住民活動団体の役割（第13条）
- ・ 事業者の役割（第14条）

まちづくりに参加する制度（第5章）

- ・ まちづくり提案制度（第30条）
- ・ まちづくり推進センター（第31条）
- ・ 住民投票制度（第32条）

まちづくりを進める方法（第4章）

①まちの将来像

- ・ 町の将来像とまちづくり（第17条）
- ・ 基本構想の策定方法（第18条）
- ・ 基本構想を実現するための基本計画等（第19条）

②地域コミュニティ

- ・ 地域コミュニティの運営（第20条）
- ・ 地域の将来像づくり（第21条）
- ・ 地域の計画づくりと実行（第22条）
- ・ 地域コミュニティへの行政支援（第23条）

③行政運営

- ・ 行政運営における情報共有の促進（第24条）
- ・ 行政運営の透明化（第25条）
- ・ 行政運営への参加の促進（第26条）

条例の推進（第6章）

- ・ 基本条例審議会（第33条）
- ・ 条例の見直し（第34条）

条例の構成

前文、第1章から第7章までの全35条で構成された条例で、第1章から第3章は、目的、位置付け、定義のほか、まちづくりを進める上での基本的な考え方を定め、第4章から第7章は、具体的な仕組みや制度を定めています。

条例の目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 まちづくりの基本理念（第4条）

第3章 まちづくりの考え方

第1節 参加及び協働によるまちづくり（第5条—第10条）

第2節 担い手の役割（第11条—第16条）

第4章 まちづくりを進める方法

第1節 まちの将来像（第17条—第19条）

第2節 地域コミュニティ（第20条—第23条）

第3節 行政運営（第24条—第26条）

第4節 協働の推進（第27条—第29条）

第5章 まちづくりに参加する制度等（第30条—第32条）

第6章 条例の推進（第33条・第34条）

第7章 雑則（第35条）

附 則

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例

【解説】

柴田町が目指す参加と協働によるまちづくりの基本となる条例です。

住民自治とは、「その地方の行政が、その地方の住民の意思と責任に基づいて処理されること」であり、地方自治の基本といわれるもので、まちづくりを進める上で欠くことのできないと捉えました。

また、この条例での「まちづくり」とは、「地域の安全・安心、福祉・健康並びに景観魅力の向上のための環境改善を自立的、継続的に行うこと」とします。

「条例」とは、地方公共団体の議会の議決を経て自主的に制定するその町独自の決めごとで、地方自治法第14条で「法令に違反しない」範囲で制定することができる定められています。

(前文)

私たちのまち柴田町は、蔵王連峰を遥かに仰ぎ、豊かな水をたたえた阿武隈川と白石川が流れる美しい自然が息づいた地です。船岡城址公園の桜と白石川堤の一目千本桜が春を迎える私たちに至福の時を、槻木耕土を始めとする肥沃な耕地が秋の豊かな実りを与えてくれます。郷土を愛しはぐくむ活動は、古から絶え間なく続き、人の縁、地域の絆となって受け継がれ、人々の暮らしを支えてきました。

恵まれた自然環境、築かれてきた文化や伝統、培われてきた絆を次代に継承し、みんなが誇りの持てる住みよいまちにしていくためには、様々な課題に対して人と人が結びつき、助け合いによって、防犯・防災を始め、保健、環境、福祉、教育、産業、文化やスポーツなどの活動の輪を幾重にも広げていくことが必要です。

私たちは、誰もがお互いを尊重し、多様な価値観を認め合うこと、まちづくりの主役である住民が、自らの役割を自覚し、住民の力、地域の力、自治の力こそがまちの宝であると理解し合うこと、住民一人一人の思いと行動をまちづくりに生かすことができれば、日本一住みよいまちになると信じます。

住民が主体となった参加と協働によるまちづくりの実現を目指し、未来に向かって持続、発展するようとの願いを込めて、ここに柴田町住民自治によるまちづくり基本条例を制定します。

【解説】

前文は、条例制定の背景や目的を明らかにし、条例が目指す理想や基本的な考え方を分りやすく宣言しています。船岡城址公園の桜や白石川の一目千本桜をはじめとする、豊かな自然環境と歴史遺産に恵まれ、町の誇りであり貴重な財産です。そして、歴史、文化、産業など先人たちの築いてきた財産を次代へと引き継ぐとともに、今後さらに、住民自治の主役である住民が自らの役割を自覚し「まちづくり」に取り組んでいかなければなりません。

そのため、町は住民の意思を「まちづくり」に的確に反映できる仕組みを充実させるとともに、これまで以上に「まちづくり」における住民の参加を推進し、住民と町が互いに信頼を深め、協働による「まちづくり」の実現を目指し、町が未来へ持続的に発展するようこの条例を制定しました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、住民自治によるまちづくりの基本を明らかにするとともに、担い手の役割及びまちづくりを進める基本的事項を定めることにより、生き生きとして住みよいまちの実現を図ることを目的とします。

【解説】

条例制定の目的を表したもので、自分たちの町で物事を考えたり、決めたりする場合に、どのような理念のもとに、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めて進めていくのか、「まちづくり」の基本ルールを定め、「生き生きとして住みよいまちを実現すること」を目的としています。

(位置付け)

第2条 この条例は、まちづくりの基本となる事項を定めるものであり、町は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例を最大限尊重するものとします。

【解説】

まちづくりを進めるうえで、町で制定する各条例や各種計画の策定等においては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性の確保に努めなければなりません。このため、まちづくりに際し最も尊重すべき条例と位置付けされました。この条例が本町の他の条例よりも上位に位置するということを意味するものではなく、「町民、議会、行政の相互の申し合わせとして、この条例の趣旨を尊重していく。」ということを明らかにするものです。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- 1 住民 町内に住む個人、町内で働き、又は学ぶ個人及び第4号に規定する住民活動団体に活動する個人をいいます。
- 2 事業者 町内で事業を営むものをいいます。
- 3 地域コミュニティ 区会、町内会、自治会等、一定の地域を基盤とする暮らしにかかわる集団をいいます。
- 4 住民活動団体 保健、環境、福祉、教育、産業、文化及びスポーツの活動団体、ボランティア活動団体等、同じ目的を持って町内で活動する団体をいいます。
- 5 行政機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- 6 協働 住民、事業者、地域コミュニティ、住民活動団体、議会及び行政機関が、効果的に課題を解決したり、より良い地域又はまちを創造するため、お互いに足りないところを補い、それぞれの特徴を生かし、協力することをいいます。

【解説】

条例で使われている主な用語の意味が正確に伝わり、解釈上の疑義が生じないようにするために、その意味を明確にしています。

第1号 町は、そこに住む人々だけによって成長・発展するものではなく、本町以外からの人材等の集積も大きく寄与することから、町内に居住する人のみならず、町内で働く人、学ぶ人及び活動する人を「住民」として定義しています。

なお、外国人もこの定義に当てはまる人は住民となります。

第2号 「町内で事業所を有する法人その他の団体」を指し、個人・法人どちらも含み、また、営利活動団体も非営利活動団体も含みます。

第3号 自治会などに代表される地域の人たちによるコミュニティ組織や活動団体を指しており、この中には第2号の事業者も含まれます。

第4号 あるテーマに関心のある人たちが集まって、継続して地域とかかわりのある活動を目的とする集団で、NPO団体、サークル団体等も含まれます。

第5号 政策の執行や行政の事務や行政権の行使にたずさわる、国や地方公共団体の、行政主体の法律上の意思を決定し、外部に表示する権限を持つ機関のことで

第6号 住民、事業者、地域コミュニティ、住民活動団体、議会、町及び執行機関がそれぞれの役割と責任をもって、共通の目標に向けて各々の能力や労力、資源などを出し合い、対等な立場で協力して取り組むこと」です。単なる補完や関わるだけではなく、それぞれの違いを活かし行動することです。

第2章 まちづくりの基本理念

（基本理念）

第4条 まちづくりの基本理念は、次のとおりとします。

- 1 住民が安全に、安心して暮らせるまちづくり
- 2 住民の一人一人が個人として尊重され、住民の思い及び活動が活かされるまちづくり
- 3 先人が築いてきた文化、伝統等を大切にし、地域の個性を生かしたまちづくり
- 4 多様な団体及び個人が交流し、又は連携し、住民がお互いに助け合う思いやりのあるまちづくり
- 5 住民であることの誇り及びまちの良さを子どもたちに引き継ぐまちづくり

【解説】

参加と協働によるまちづくりを達成するための目標や考え方を明らかにしたものです。住民一人ひとりが安全に安心して生活しながら、まちづくりを担う意識を持ち、様々なまちづくりにかかわるしくみを作ることにより、「まちづくり」が住民にとってより身近なものになる必要があります。その結果として、実現された町の姿が前文に示されたものになります。

第3章 まちづくりの考え方

第1節 参加及び協働によるまちづくり

(まちづくりの基本)

第5条 まちづくりは、情報共有に支えられ、参加及び協働により進めることを基本とします。

2 前項の参加及び協働においては、情報共有、話合いの積重ね等により合意を得られるよう進めます。

【解説】

基本理念を踏まえ、まちづくりを推進していくための基本原則です。

第1項 「まちづくり」にかかわる全ての人が「まちづくり」に関するタイムリーな情報を双方が提供し共有・理解することで、「まちづくり」への参加や住民と町との協働が実効性のあるものとなります。

第2項 参加と協働を進めるためには、積極的に情報を互いに受発信した上で、住民と町がともに役割や責任などについて話合いを重ね、そのプロセスによって得られた相互理解と協力によって「まちづくり」を進めていくこととなります。

しかし、関係するすべての合意を得ることは不可能であり「合意を得られるよう進めます」と記載し、努力義務としています。情報の公表や提供には、住民の知る権利の保障や住民と町が対等・平等の関係を築くために、計画（企画立案）、事業実施の段階、評価等について分かりやすく説明し、理解を得る努力しなければなりません。未成熟な情報や公表することにより、事業の目的が著しく損なわれると考えられる情報は原則として発信できません。また、「柴田町情報公開条例第12条（行政運営情報の除外）」に該当する情報は公表または提供することができません。

(まちづくりの主役及び担い手)

第6条 まちづくりの主役は、住民です。

2 まちづくりは、住民、地域コミュニティ、住民活動団体、事業者、議会及び行政機関（以下「担い手」といいます。）が担います。

【解説】

第1項 住民自らが「自分は地域のために何ができるのか」という姿勢で主体的・積極的に取り組んでいただくため、「まちづくり」の主役を住民と定めています。

第2項 参加と協働のまちづくりを実践するためには、個人・団体など様々な方々の能力、労力及び資源が重要であることから「まちづくり」にかかわる全てを担い手と定めています。

(参加によるまちづくり)

第7条 担い手は、まちづくりの参加の輪を広げるため、誰もが自由に参加できる環境づくりに努めるものとします。

2 担い手は、参加の意欲を高めるため、楽しさ、達成感等が感じられるまちづくりを進めるよう努めるものとします。

【解説】

第1項 担い手の役割として、いろいろな方法で積極的に「まちづくり」へ参加できる機会を広げていくことを述べています。ここでの参加とは、強制されるものではなく、自らの意思により行われるもので、参加しないことにより不利益を被るものではありません。

第2項 「まちづくり」への意欲や動機を高めるため、参加する人の意思を的確に反映できるしくみや目標の共有など、参加する人が充実感や喜びを得られるような取組みとする考え方です。まちの将来を真剣に考えることで、住民の中にまちの担い手としての自覚と責任が芽生え、住民相互のコミュニティ意識も醸成されます。

(協働によるまちづくり)

第8条 担い手は、それぞれ単独では解決が難しい課題の解決又は関心のあるテーマの実現のため、協働によるまちづくりを進めるよう努めるものとします。

【解説】

課題の解決や目標を達成するため、対等の立場で、担い手それぞれが連携し共に行動して、まちづくりを進めます。

(交流及び連携によるまちづくり)

第9条 担い手は、町外の団体、機関等との交流及び連携を促進し、まちづくりを進めるよう努めるものとします。

【解説】

「まちづくり」を効果的に進めるため、担い手は町内だけでなく町外の団体や行政機関などとも交流及び連携を積極的に進めて、活動の質や価値を高めます。

(まちづくりを支える情報共有)

第10条 担い手は、まちづくりの情報を提供し合い、情報共有に努めるものとします。

2 議会及び行政機関は、保有する情報を公開するとともに、積極的にまちづくりの活動内容を住民、地域コミュニティ、住民活動団体及び事業者（以下「住民等」といいます。）

に分かりやすく伝えるものとしします。

- 3 地域コミュニティ、議会及び行政機関は、それぞれ内部で情報共有に努めるものとしします。

【解説】

協働の原則の一つである情報共有のあり方について定めています。

第1項 「まちづくり」の担い手は、相互にわかりやすく情報を提供しながらその情報に関心を持って共有することで、参加と協働によるまちづくりを推進します。

第2項 議会と行政機関が保有する情報を住民等にとって分かりやすく発信します。ただし、未成熟な情報や公表することにより、事業の目的が著しく損なわれると考えられる情報は原則として発信できません。また、「柴田町情報公開条例第12条（行政運営情報の除外）」に該当する情報は公表または提供することができません。

第3項 提供する情報や提供を受けた情報は、担い手の組織内でも共有をはかります。

第2節 担い手の役割

（住民の役割）

第11条 住民は、1人1人の知恵、意欲、行動等がまちづくりにおいて重要であることを自覚するよう努めるものとしします。

2 住民は、1人1人の思い及び考えをお互いに認め合うよう努めるものとしします。

3 住民は、より良いまちをつくるため、人と人とのつながり及びお互いの助け合いが重要であることを理解し、行動するよう努めるものとしします。

【解説】

住民の役割としての努力義務を定めています。

第1項 「まちづくり」を進めるため、住民一人ひとりがまちづくりの主役として自覚を持ち知恵や行動を示すことが大切です。

第2項 お互いの立場や意見を尊重し信頼関係を築き、相互に認め合いながら協力して、まちづくりに取組みます。

第3項 一人ひとりが担い手であることを認識して、信頼関係を築きながら相互に協力してまちづくりに取組みます。

（地域コミュニティの役割）

第12条 地域コミュニティは、最も重要な自治活動の基盤であり、生き生きとした個性ある地域をつくるために活動するよう努めるものとしします。

2 地域コミュニティは、多様な活動を通じて人と人とのつながりをはぐくみ、地域を守り

支えるよう努めるものとします。

- 3 地域コミュニティは、地域の暮らしの中で先人が築いてきた文化、伝統等を生かしはぐくみながら、次代に引き継ぐよう努めるものとします。

【解説】

地域コミュニティの役割としての努力義務を定めています。

第1項 地域コミュニティによる活動は、まちづくりの基盤であり、その活動は地域の資源や特性を活かして、地域の課題解決に向けて協力して行動することです。

第2項 地域には様々な活動が存在しており、その活動を通して人や地域を大切にします。

第3項 先人より引き継がれてきたものを守り育み、継続性をもった活動を実践します。

(住民活動団体の役割)

- 第13条 住民活動団体は、まちづくりを進める上で大きな力となることを理解し、独自の視点、専門性等をもって、まちづくりを推進するよう努めるものとします。

【解説】

活動テーマを共有する団体は、「まちづくり」の担い手として非常に重要な役割を担っており、独自の視点で「まちづくり」に参加することで、専門性が最大限発揮できるようにします。

(事業者の役割)

- 第14条 事業者は、まちづくりを進める上で大きな力となることを理解し、事業者が持つ専門性等を生かしてまちづくりに参加するよう努めるものとします。

【解説】

事業者の皆さんも地域の一員として社会的責任を認識し、専門性を活かして「まちづくり」に参加するよう努力することとしています。

(議会及び議員の役割)

- 第15条 議会は、町の議事機関であり、住民等の意思が町政に反映されるようにするとともに、町の行政運営が適正に行われるよう監視するものとします。

2 議会は、政策を立案し、提言内容を充実するため、調査研究等の活動に努めるものとします。

3 議会は、議会活動について、住民等及び行政機関が分かりやすいように、効果的に情報を発信するものとします。

- 4 議会、議会は、議会が住民等に身近な存在になるように、開かれた環境づくりを進めるものとします。
- 5 議員は、住民等とともにまちづくりを行うよう心掛け、住民等との信頼関係を深めるとともに、自ら実践して得たものを議会活動に生かすよう努めるものとします。
- 6 議員は、情報の収集及び分析を行い、制度、政策等を提案するよう努めるものとします。

【解説】

議会、議員の役割と責務について定めています。

第1項 議会は、町民の代表機関として、町政の重要な意思決定を行います。

そして、住民等の意思が町政運営に適切に反映され、適切に町政運営を執行しているかどうかを監視しなければなりません。

第2項 議会は、町民の負託に応え住民等の意思を町政に適切に反映されるため、積極的に調査活動を行います。

第3項 議会は、積極的に分かりやすい情報発信と提供を行い、住民等の町政への参加と協働を進めなければなりません。

ただし、町と同様に未成熟な情報や公表することにより、事業の目的が著しく損なわれると考えられる情報は原則として発信できません。また、「柴田町情報公開条例第12条（行政運営情報の除外）」に該当する情報は公表または提供することができません。

第4項 議会は、「会議の公開」と「情報の共有」を行うことで、説明責任や開かれた議会活動を進めていきます。

第5項 議員は、まちづくり活動で得た知識を議会活動に活かします。

第6項 議員は、住民等の意思が町政に反映されるよう、議員活動に必要な調査や研究などを積極的に行い、政策提言や政策立案の強化を図ります。

（行政機関、町長及び職員の役割）

- 第16条 行政機関は、住民等及び議会との信頼関係を深め、共にまちづくりを行うものとします。
- 2 町長は、住民等によるまちづくりを支援するものとします。
- 3 町長は、行政運営について、住民等及び議会が分かりやすいように、効果的に情報を発信するものとします。
- 4 町長は、この条例の目的に沿った行政運営を行うため、その体制を整えるものとします。
- 5 町長は、職員が力を発揮しやすく、意欲を持って職務に取り組むことのできる環境づくりを進めるものとします。
- 6 職員は、職務を効果的に行うため、能力の向上及び自己啓発に努めるものとします。
- 7 職員は、住民等とともにまちづくりを行うよう心掛け、住民等との信頼関係を深めるとともに、自ら実践して得たものをまちづくりに生かすよう努めるものとします。

【解説】

行政機関、町長、職員の役割と責務を定めています。

第1項 行政機関は、他の担い手との信頼関係を構築し、共に一体となって「まちづくり」を進めます。

第2項 町長は、住民等が自発的に行う「まちづくり」の活動や協働による「まちづくり」の活動を尊重し、多様な支援を行います。

第3項 町長は、行政機関が保有する情報をわかりやすく積極的に公表または提出します。ただし、未成熟な情報や公表することにより、事業の目的が著しく損なわれると考えられる情報は原則として発信できません。また、「柴田町情報公開条例第12条（行政運営情報の除外）」に該当する情報は公表または提供することができません。

第4項 町長は、この条例の目的を達成するため、組織体制の整備を進める責務があります。

第5項 町長は、職員の能力が最大限に発揮できるような職場環境の整備を行う責務があります。

第6項 職員は、担い手の多様なニーズに対応した行政サービスを提供できるよう、自らの能力開発・能力向上に取り組む責務があります。

第7項 職員も「まちづくり」の担い手の一員として、積極的に「まちづくり」に参加します。

第4章 まちづくりを進める方法

第1節 まちの将来像

（まちの将来像とまちづくり）

（平成23年9月一部改正）

第17条 町は、住民等の参加により、まち全体として調和のとれた住みよいまちづくりを進めるため、まちの将来像（以下「基本構想」といいます。）をつくり、その実現を目指すものとします。

【解説】

計画的かつ効率的な町政運営を進めるため、基本構想、基本計画、実施計画及び財政計画等からなる総合計画を策定し、適切な進行管理を行わなければなりません。

そこで、まちの将来像を基本構想と位置付け、計画の策定については、担い手の参加によりつくりあげます。

(基本構想の策定方法)

- 第18条 町長は、基本構想の策定に当たり、住民等の思い、自由な発想等を生かすため、多様な参加の方法を用いるものとします。
- 2 町長は、基本構想の策定に当たり、次のことに留意するものとします。
- (1) 第20条第3項第2号に規定する地域の将来像との調和を図ること。
 - (2) 策定の過程においては、内容を随時公表し、住民等に意見を求めること。
- 3 町長は、基本構想を変更する場合、その理由及び内容を速やかに公表し、住民等に意見を求めるものとします。

【解説】

- 第1項 町長は、基本構想策定に当たっては、最大限、住民等の参加できる機会を創出・確保します。
- 第2項 基本構想を策定するに当たっての留意事項を定めています。
- 第1号 町長は、地域コミュニティが独自に策定する地域の将来像を最大限に尊重しながら、「まちづくり」に生かしていくことを定めています。
- 第2号 策定過程での住民等への情報提供を行いながら、意見の集約を図りながら、住民等の理解も高めていきます。
- 第3項 社会情勢の変化により、基本構想に見直しの必要が生じた場合、見直しの理由を公表し、住民等の意見を聴くための手段を講じます。

(基本構想を実現するための基本計画等)

- 第19条 町長は、基本構想を実現するため、具体的な施策を体系化した基本計画、実施計画及び財政計画を策定するものとします。
- 2 町長は、前項に規定する計画の策定に当たり、第22条第1項に規定する地域計画との調和を図るものとします。
- 3 町長は、基本構想の実現に向けて新たな課題が発生したときは、住民等と協力し、解決のための計画を策定するものとします。

【解説】

- 第1項 基本構想を実現するため、基本計画、実施計画及び財政計画等の計画を策定します。
- 第2項 町長は、地域コミュニティが独自に策定する、地域計画を尊重しながら、基本構想に反映させていきます。
- 第3項 基本構想の実現のため、総合計画の見直し等が必要となった場合の対応について定めています。

第2節 地域コミュニティ

(地域コミュニティの運営)

第20条 地域コミュニティを運営する組織（以下「運営組織」といいます。）は、当該地域コミュニティの住民、住民活動団体及び事業者（以下「地域の住民等」といいます。）と協力し、地域づくりを進めるよう努めるものとします。

2 運営組織は、地域の住民等が運営組織へ自由に参加できるようにするとともに、次代を担う人材の参加を促進するよう努めるものとします。

3 運営組織は、次のことに留意し、地域づくりを進めるよう努めるものとします。

- (1) 地域の住民等の合意を得るようにすること。
- (2) 地域の将来像をつくり、その実現を目指すこと。
- (3) 地域の住民等が自由に参加できるようにすること。
- (4) 地域の住民等がお互いに信頼関係をはぐくみ、助け合い、力を合わせるができるようにすること。
- (5) 学習、実践活動等を通じて人材を育成すること。

【解説】

第1項 地域コミュニティを運営する組織は、その地域の住民等と協力して地域づくりを進めます。

第2項 運営組織は、自由に参加でき、次代を担う人材の参加が重要であると考えています。

第3項 地域づくりの進め方に関する留意点を5項目定めています。

第1号 可能な限り参加者の合意を得られるように努力すること。

第2号 地域の住民等が共通に持てる目標（地域の将来像）を共有し、その実現を目指すこと。

第3号 地域づくりに地域の住民等が自由に参加できる仕組みをつくること。

第4号 お互いの信頼関係をはぐくみ、助け合い、協力できるようにすること。

第5号 学習、実践活動等を通じた人材育成に取り組んでいくこと。

(地域の将来像づくり)

第21条 運営組織は、次のことに留意し、地域の住民等と協力して地域の住民等の思い及び地域資源を生かした地域の将来像をつくるよう努めるものとします。

- (1) 地域の住民等が参加しやすい話合いの機会を設けること。
- (2) 地域の住民等が地域の将来像づくりの意義、目的等を共有し、地域の将来像づくりへの参加意欲が高まるようにすること。
- (3) 地域の住民等が地域の資源、現状、課題等を共有できるようにすること。
- (4) 地域の住民等の意見の収集方法を工夫すること。

【解説】

地域コミュニティが策定する、地域の将来像づくりの策定方法等についての留意点を4項目定めています。

第1号 地域の将来像づくりは、地域の住民等による話し合いが基本であり、話し合いの場を設けること。

第2号 意義・目的等を地域の住民等で共有し、参加する意欲を高めていくこと。

第3号 暮らしている地域の資源、問題を共有し参加を促進すること。

第4号 地域の将来像を共有できるよう、意見収集方法を工夫し多くの地域住民の意見を聴取すること。

（地域の計画づくりと実行）

第22条 運営組織は、地域の住民等と協力して地域の将来像を実現するための具体的な計画（以下「地域計画」といいます。）をつくるよう努めるものとします。

2 運営組織は、次のことに留意し、地域計画を実行するよう努めるものとします。

- (1) 地域の住民等がお互いの役割分担を踏まえて連携できるようにすること。
- (2) 協働する等、効果的に進めること。
- (3) 地域の住民等が活動に参加しやすいようにすること。
- (4) 地域の住民等の持ち味を引き出し、生かすことができるようにすること。

【解説】

第1項 地域計画を策定する根拠となるものです。

第2項 計画を実行する上での留意点を4項目定めています。

第1号 役割分担を明確にし、連携すること。

第2号 効果を得るために、他の団体や組織との協働などを検討すること。

第3号 活動は、可能な限り多くの住民等が参加しやすい工夫すること。

第4号 住民等の持ち味を引き出し、生かせるよう工夫すること。

（地域コミュニティへの行政支援）

第23条 町長は、地域づくりを進めるため、次のことを行い、地域コミュニティを支援するものとします。

- (1) 活動推進のために必要な情報の提供
- (2) 円滑な運営、人材育成等のための学習機会の提供
- (3) 地域の将来像及び地域計画をつくる場合の助言、情報の提供等
- (4) 他の担い手と交流できる機会づくり

2 町長は、地域コミュニティを支援する仕組みの充実に努めるものとします。

【解説】

第1項 町長が行うべき、地域コミュニティに対する具体的な支援策を4項目定めています。

第1号 地域で必要な情報を提供すること。

第2号 人材育成などについての学習機会を提供すること。

第3号 地域の将来像、地域計画を作成する際に、助言や情報提供すること。

第4号 他の担い手と交流できる場をつくること。

第2項 地域コミュニティ支援制度の充実を図ります。

第3節 行政運営

(行政運営における情報共有の促進)

第24条 行政機関は、次のことに留意し、情報共有を継続的に行うための仕組みをつくるものとします。

(1) まちづくりについての情報を広く集め、その蓄積及び管理をすること。

(2) まちづくりについての情報を目的に応じて編集し、広報すること。

(3) 住民等に説明し、又は住民等から意見を聴く機会を設けること。

2 行政機関は、担い手の活動意欲を高めるため、その活動内容を広報するよう努めるものとします。

【解説】

第1項 情報共有は、参加と協働による「まちづくり」にとって重要であることから、継続的に情報を住民等が迅速かつ容易に得られる仕組みづくりの留意点を3項目定めています。

第1号 必要な情報は、いつでも分かりやすく提供できるよう適正に整理、保存すること。

第2号 広報紙や町のホームページなど多様な媒体を活用して、情報を迅速かつ容易に住民に提供していく体制を整備すること。

第3号 住民等と町の双方が保有する情報の共有化を図る場をつくること。

第2項 まちづくり活動の状況を広く周知し、活動している担い手の意欲を高めるとともに、共感する担い手も巻き込みながら、協働の「まちづくり」の輪を広げていくこと。

(行政運営の透明化)

第25条 行政機関は、住民等及び議会との信頼関係を深めるため、次のことに留意し、行政運営の透明化を進めるものとします。

(1) まちづくりにおける政策決定の過程を明らかにすること。

- (2) 行政評価の内容を分かりやすく公表すること。
- (3) 健全な財政運営に努め、財政計画、財政運営状況等について、分かりやすく公表すること。
- (4) 審議会その他の行政機関の附属機関及びこれに準ずるもの（以下「審議会等」といいます。）の会議は、公開を原則とし、その議事の概要を公開すること。ただし、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

【解説】

行政機関は、住民等及び議会が信頼関係に基づいた対話による「まちづくり」を進めるための留意点を4項目定めています。

第1号から第3号 住民等への説明責任を果たし、より行政運営の透明化を進めるための手法を定めています。

第4号 会議の公開など情報の公開を推進します。

ただし書きは、個人情報や人権等に係る審議等が行われる場合などを想定した例外規定です。

（行政運営への参加の促進）

第26条 行政機関は、住民等とともにまちづくりを進めるため、次のことに留意し、住民等の行政運営への参加を進めるものとします。

- (1) 住民等との話合いの機会を設ける等、住民等の意見の収集方法を工夫すること。
- (2) 行政機関の事業について、緊急性のあるもの又は法令で定められ参加が難しいものを除き、計画づくりの過程、実施及び評価の各段階に住民等が参加できるように努めること。
- (3) 審議会等の組織の構成員は、原則として公募枠を設けること。ただし、公募することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

2 行政機関は、参加の仕組みを検証し、充実していくよう努めるものとします。

【解説】

第1項 町の目指す行政運営へ住民等の参加を促進させるために、これまでも参加と協働による「まちづくり」を基本として運営してきましたが、今後はさらに、これまで以上に「まちづくり」における住民の参加を推進し、住民と町が互いに信頼を深め、協働による「まちづくり」を進めていくことが求められており、その場合の留意点を3項目定めています。

第1号、第2号 「まちづくり」の主役である住民の意思を「まちづくり」に的確に反映できる仕組みを充実する責務が、町に課されています。

第3号 町が審議会や協議会などの委員を選任する場合は、委員構成の中立性と住民のまちづくりへ参加できる機会を広げるために、公募委員の枠を原則として設ける責務があります。

第2項 参加と協働の仕組みづくりの検証と充実を図り、これまで以上に「まちづくり」における住民の参加を推進します。

第4節 協働の推進

(協働の進め方)

第27条 担い手は、次のことに留意し、協働を進めるよう努めるものとします。

- (1) お互いに認め合い、相互の信頼を築くこと。
- (2) それぞれの特徴を生かし、補い合うこと。
- (3) お互いに対等な立場で役割を分担すること。
- (4) 協働の目的、計画、内容等を共有すること。

【解説】

それぞれ異なる担い手が、役割と責務を分担し合い、お互いの特性等を尊重し、信頼しながら協力していくことが、協働を進める上での留意点を4項目定めています。

(協働の継続及び発展)

第28条 担い手が協働したときは、その成果をお互いに確認し、協働が継続し、発展するよう努めるものとします。

2 担い手が協働したときは、協働の取組を更に広げていくため、協働した内容についての情報を発信するよう努めるものとします。

【解説】

第1項 担い手が協働による「まちづくり」を継続的、発展的に進めるための効果や成果を評価することが、次の取り組みに必要と考えています。

第2項 担い手が、今後の取り組みの参考とするため、施策や事業についての評価結果を公表します。

(協働を促進する環境づくり)

第29条 町長は、協働をより効果的に進めるため、助言及び調整を行うことができる人材、組織等の育成並びに情報の収集及び発信に努めるものとします。

2 町長は、協働を促進するため、公益的活動を行うことを目的とする住民活動団体及び事業者（以下「公益的活動団体等」といいます。）の自発性及び自主性を尊重し、次のことが促進されるような環境づくりに努めるものとします。

- (1) 公益的活動団体等が新たに組織されること。
- (2) 公益的活動団体等が自立した運営を行うこと。

(3) 公益的活動団体等が活発に活動すること。

【解説】

第1項 協働の「まちづくり」には欠かせない中心的な担い手の育成並びに情報共有を推進することにより、継続的に活動できる組織を育成する環境をつくります。

第2項 公益的活動団体等に対し、その活動の自主性と自立性を尊重し、活動に必要な環境をつくります。

第5章 まちづくりに参加する制度等

(まちづくり提案制度)

第30条 町長は、住民等のまちづくりへの参加を促進するため、まちづくり提案制度を設けるものとします。

2 まちづくり提案制度による提案は、次のとおりです。

(1) まちづくりについての意見の提案

(2) まちづくり活動の実践についての提案

3 まちづくりについての意見の提案は、誰でも行うことができ、町長は、その内容に応じて、関係する機関、団体等に提案するものとします。

4 まちづくり活動の実践についての提案は、提案を行う住民等が自らかかわる活動について行うことができます。

5 町長は、前項に規定する提案のうち、必要と認めたものについて、支援するものとします。

6 町長は、まちづくり提案制度による提案の内容、取扱い、実施結果等の概要を公表するものとします。

【解説】

第1項 住民等の「まちづくり」への参加を促進し、「まちづくり」を活発にする制度として、提案制度を設けます。

第2項から第6項については、提案制度の内容及び運用等の説明です。

この考えを基本として、「柴田町まちづくり提案制度実施要綱」を制定します。

(まちづくり推進センター)

第31条 町は、参加及び協働によるまちづくりを促進するため、まちづくり推進センターを設置するものとします。

2 まちづくり推進センターは、次のことを基本として運営するものとします。

(1) 住民等及び行政機関の協働によって進めること。

(2) 住民等の主体性が生かされること。

(3) 担い手と多様に連携し、協力して進めること。

3 まちづくり推進センターの事業は、次のとおりです。

- (1) まちづくり提案制度の運用
- (2) まちづくりを行う住民等の交流及び連携の促進
- (3) その他参加及び協働によるまちづくりを促進するために必要な事業

【解説】

第1項 参加及び協働による「まちづくり」を促進するため、まちづくり推進センターを設置します。

第2項 推進センター運営の方針を定めています。

第3項 推進センターの業務内容について定めています。

この考えを基本として、「柴田町まちづくり推進センター条例」を制定します。

(住民投票制度)

(平成25年4月一部改正)

第32条 町は、住民（本町の区域内に住所を有する者（法人を除く。）をいいます。以下この条において同じです。）の意思に沿ったまちづくりを進めるため、住民投票の制度を設けるものとします。

2 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

【解説】

第1項 多様な住民ニーズをより適切に町政運営に反映させるためには、場合によって直接民主制的な手法が必要となることがあります。住民が投票によりその意思を直接表明する住民投票の制度化が、住民自治の充実を図る観点から必要であるとの考え方から住民投票の制度を設けます。

第2項 投票結果の尊重義務を確認的に定めたものです。

住民投票の結果は、法的拘束力を持つものではありませんが、議会並びに町長は、この結果を重く受け止めたうえで最終的な意思を決定すべきことは言うまでもありません。これらの考えを基本として、「柴田町住民投票条例」を制定します。

第6章 条例の推進

(基本条例審議会)

第33条 町は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（以下「基本条例審議会」といいます。）を設置するものとします。

2 基本条例審議会は、行政機関の付属機関とし、4年を超えない期間ごとに、この条例に基づくまちづくりの実施状況を検証し、その結果を踏まえて町長に提言するものとします。

3 町長は、基本条例審議会から前項に規定する提言があったときは、その旨を公表し、その提言について適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

4 町長は、前項の措置を講じたときは、速やかにこれを公表するものとします。

【解説】

第1項 基本条例の実効性を高めるために、まちづくり活動の実施状況についての評価を行うため、第三者の立場から検証する基本条例審議会を設置します。

第2項 基本条例審議会からの町長への提言は、4年を超えない期間ごとに行います。

第3項並びに第4項 提言に対する町長の責務について定めています。

これらの考えを基本として、「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例」を制定します。

(条例の見直し)

第34条 町長は、まちづくりの実施状況、社会情勢の変化等により、この条例の見直しの必要が生じた場合は、住民等から意見を広く聴く等、適切な措置を講ずるものとします。

【解説】

今後、社会経済情勢の変化は、さらにテンポが早まることも想定され、基本条例の内容が時代に合致しなくなったり、適合性がなくなったりすることも考えられることから基本条例の見直し等の対応については、行政だけで検討し判断すべきでなく、住民等の意見を広く聴きながら進めます。

第7章 雑則

(委任)

第35条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は別に定めず。

【解説】

基本条例に定められていない事項の取扱いを定めています。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行します。ただし、第31条から第33条までの規定は、別に定める条例の施行の日から施行します。

【解説】

基本条例の施行日を定めています。また、第31条から第33条の規定に基づき制定される条例等の策定に時間が必要であることから、各条例の施行日とするものです。

- ・第31条 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例(H22.4.1施行)
- ・第33条 柴田町まちづくり推進センター設置条例(H23.4.1施行)
- ・第32条 柴田町住民投票条例(H25.4.1施行)

附則（平成23年条例第12号）
この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

基本条例の施行日を定めています。（H23.9.9 公布）

附則（平成25年条例第1号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【解説】

基本条例の施行日を定めています。

《柴田町住民自治によるまちづくり基本条例 関連例規》

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例

平成22年3月23日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例(平成21年柴田町条例第40号。以下「基本条例」という。)第33条の規定に基づき、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、基本条例で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、基本条例の見直し及び基本条例に基づいたまちづくりに関し、調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 公募による住民

(3) 前2号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、会議において委員以外の者に意見又は説明を聴く必要があると認めるときは、会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年柴田町条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例（平成22年柴田町条例第1号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員構成)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験のある者 2人以内
- (2) 公募による住民 5人以内
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者 3人以内

(招集)

第3条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）の開催の日の7日前までに、会議の日時、場所及び議題を委員等に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議録)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員等の氏名
- (3) 調査審議した内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

2 会議録には、会長が指名する委員2人が署名しなければならない。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、審議会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第6条 会議は、会長の許可を得て、傍聴することができる。

2 会長は、会議運営上支障があると認めるときは、傍聴の制限又は拒否することができる。

3 会長は、傍聴人が会長の指示に従わないとき、又は会議の秩序を乱したと認めるときは、当該傍聴人に対して退場を命ずることができる。

(答申)

第7条 会長は、会議において議決した事項を、遅滞なく町長に答申しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成22年6月15日から施行する。

柴田町まちづくり推進センター条例

平成22年12月17日
条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び柴田町住民自治によるまちづくり基本条例(平成21年柴田町条例第40号。以下「基本条例」という。)第31条の規定に基づき、柴田町まちづくり推進センター(以下「センター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 基本条例に基づき、住民等の知恵や力を生かし、誰もがまちづくりに参加できる環境を創り出すとともに、協働によるまちづくりを推進するため、センターを設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
柴田町まちづくり推進センター	柴田町大字上名生字新大原 194 番地 1

(利用の制限)

第3条 町長は、センターを利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限し、又は停止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設又は設備をき損するおそれがあると認められるとき。
- (4) センターの設置の目的に反した利用をするおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(原状回復)

第4条 利用者は、センターの利用を終了したときは、施設等を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用を制限又は停止された場合も同様とする。

(損害賠償)

第5条 利用者が故意又は過失により、施設、設備又は器具等を損傷、汚損又は亡失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

柴田町まちづくり推進センター規則

平成22年12月17日
規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、柴田町まちづくり推進センター条例(平成22年柴田町条例第18号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、柴田町まちづくり推進センター(以下「センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくり提案制度の運用に関する事。
- (2) 住民等が交流及び連携できる場の提供に関する事。
- (3) まちづくり活動に係る相談に関する事。
- (4) まちづくり活動に係る情報の収集及び発信に関する事。
- (5) まちづくり活動に係る人材育成に関する事。
- (6) まちづくり活動に係る調査研究に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前10時から午後6時までとする。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日であるときは、その翌日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 町長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

柴田町まちづくり提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例（平成21年柴田町条例第40号。以下「条例」という。）第30条に規定するまちづくり提案制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(提案の種類)

第3条 まちづくり提案制度による提案（以下「提案」という。）の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 意見提案 住民、地域コミュニティ、住民活動団体及び事業者（以下「住民等」という。）がまちづくりのアイデアを提案するもの
- (2) 実践提案 住民等が地域課題の解決のための実践活動の実施を提案するもので、次に掲げるもの
 - ア 住民等が地域課題の解決のために、町との協働による事業を提案するもの（以下「通常実践提案」という。）
 - イ 地域課題の解決に向けた活動を始めて間もない、又は始めようとする住民活動団体（以下「団体」という。）が町に対し自らが取り組む事業への経費の支援を提案するもの（以下「スタートアップ提案」という。）

(提案者)

第4条 提案を行うことができるもの（以下「提案者」という。）は、住民等とする。ただし、スタートアップ提案については、設立後1年未満で、文書化された定款、規約、会則等を有し、代表者が明確である団体とする。

(提案の要件)

第5条 提案は、町内において取り組むものとする。ただし、実践提案については次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 提案者が自ら関わる活動であること。
 - (2) 提案者及び町の役割分担が明確であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものを除く。
- (1) 法律に違反又は公序良俗に反するもの
 - (2) 政治、宗教及び選挙活動に関するもの
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団と社会的に非難される関係にある団体と関係するもの
 - (4) 特定の個人又は団体のみが利益を受けることを目的とするもの
 - (5) 地域の住民等の反対が予想されるもの
 - (6) 専ら備品の購入のみを目的とするもの
 - (7) 施設の維持管理を目的とするもの
 - (8) 既に自主的、継続的に実施されているもの

(9) 苦情又は要望に関するもの

(提案の方法)

第6条 提案者が、意見提案をしようとするときは、町長に対し、まちづくり意見提案書（様式第1号）を提出するものとする。

2 提案者が、通常実践提案をしようとするときは、町長に対し、まちづくり通常実践提案書（様式第2号）を提出するものとする。

3 提案者が、スタートアップ提案をしようとするときは、町長に対し、まちづくりスタートアップ提案書（様式第2-2号）を提出するものとする。

4 前3項に規定するまちづくり通常実践提案書及びまちづくりスタートアップ提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 提案者の概要書（様式第3号）

(2) 提案の実施に要する経費の概算書

(3) その他町長が必要と認める書類

(提案の採択)

第7条 町長は、提案の審査を行い、採択の可否を決定する。ただし、意見提案及び通常実践提案については、次条に定めるまちづくり提案審査会が審査を行う。

2 町長は、採択の可否を決定したとき、又は通常実践提案について当該提案の実施へ向けた協議の場を設けることを決定したときは、その結果をまちづくり提案検討結果通知書（様式第4号）により提案者に通知するものとする。

(審査会)

第8条 町長は、意見提案及び通常実践提案の審査を行うため、まちづくり提案審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、8人以内で構成するものとする。

3 審査員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 住民

(2) 町職員

(3) その他町長が必要と認める者

4 審査会は、意見提案について、その内容がまちづくりに生かせる内容かどうかについて、審査するものとする。

5 審査会は、通常実践提案について、その内容が当該提案の実施へ向けて提案者と町との協議の場を設ける必要があるかどうかについて、審査するものとする。

6 審査会は、審査結果について、町長に報告するものとする。

7 審査会は、審査に際し、公開のプレゼンテーションを開催できるものとする。

(意見提案の取扱い)

第9条 町長は、採択した意見提案について、まちづくりに活用するほか、その内容に応じて関係する機関、団体等に対し提案内容を送付するものとする。

(通常実践提案の取扱い)

第10条 町長は、協議の場を設けることを決定した通常実践提案について、担当課を定め、当該通常実践提案の提案者及び担当課の職員（以下「提案者等」という。）により構成する調整会議（以

下「調整会議」という。)を設け、当該通常実践提案の実施に関し必要な事項について調整を行うものとする。

2 提案者等は、調整会議を開催した場合、その検討内容を記載した調整会議報告書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(事業実施計画書の作成)

第11条 提案者等は、調整会議の結果、通常実践提案の実施に関し必要な事項について合意した時は、当該合意事項を記載した通常実践提案実施計画書(様式第6号。以下「実施計画書」という。)を町長に提出するものとする。

(調整の中止)

第12条 提案者等は、調整会議の結果、合意することができないと判断したときは、調整会議を中止するものとする。

2 提案者等は、調整会議を中止したときは、その理由及び経過について、町長に報告するものとする。

(審査会への報告)

第13条 町長は、提案者等から実施計画書の提出があったとき、又は提案者等が調整会議を中止したときは、その内容を審査会へ報告するものとする。

(実践提案実施への支援)

第14条 町長は、第11条の規定により提出された実施計画書に基づき、通常実践提案の実施に必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、前項の規定により講ずる措置のうち、経費の支援をする場合は、対象事業費の2分の1を限度とし、かつ予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

3 町長は、第7条の規定により採択したスタートアップ提案について、提案者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

4 前項に規定する補助金は、対象事業費の10分の10以下とし、3万円を上限とする。

5 町長は、特に必要と認めた場合、前項の上限額を増額又は減額することができる。

6 実践提案に係る補助金の交付の対象とならない経費は、別表に定めるとおりとする。

(提案の公表)

第15条 町長は、意見提案及び実践提案の内容、取扱い及び実施結果等の概要について、町広報紙及び町ホームページ等により公表するものとする。

(庶務)

第16条 まちづくり提案制度の実施に関する庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、まちづくり提案制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

この告示は、平成27年6月19日から施行する。

別表（第14条関係）

項 目	経費の内容
賃金	実施者又は実施団体の構成員へ対する賃金
募金	各種募金等への支出
謝金	実施者又は実施団体の構成員へ対する謝礼
負担金	町等へ支出する負担金等
財産取得費等	土地、建物、設備などの取得又は整備に要する経費
食糧費	飲食代等

（様式 略）

柴田町まちづくり提案審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柴田町まちづくり提案制度実施要綱（平成23年柴田町告示第13号以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、要綱第8条に規定するまちづくり提案審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 柴田町まちづくり提案制度意見提案及び通常実践提案応募事業の審査に関する事
- (2) 柴田町まちづくり通常実践提案応募事業の評価に関する事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、柴田町まちづくり提案制度に関し町長が必要と認める事

(委員構成)

第3条 審査会の委員（以下「委員」という。）の構成は、次のとおりとする。

- (1) 住民 4人以内
- (2) 町職員 2人
- (3) その他町長が必要と認める者 2人以内

2 前項第2号及び第3号に定める委員は、次の事項に定める職にある者とする。

- (1) 第2号委員 副町長、まちづくり政策課長
- (2) 第3号委員 柴田町社会福祉協議会会長が推薦する者、柴田町商工会会長が推薦する者

(任期)

第4条 前条第1項第1号に規定する委員の任期は、2年以内とする。ただし委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、審査会の会務を総括する。

3 審査会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、運営上必要と認める場合は、審査会の同意を得て非公開とすることができる。

(委員の除斥)

第7条 審査会の委員は、審査の公正性を担保するため直接利害関係がある議事に加わることができない。

(審査方法)

第8条 第9条に定める各項目について、別紙審査シート（様式第1号、様式第2号）により申請案件毎に個別に審査する。

(審査項目)

第9条 意見提案の審査は、次に掲げる項目（以下「審査項目」という。）について審査する。

- (1) 公益性
- (2) 必要性
- (3) 実現可能性
- (4) 発展普及性

2 通常実践提案の審査は、次の審査項目について審査する。

- (1) 協働性
- (2) 公益性
- (3) 必要性
- (4) 適格性
- (5) 実現可能性
- (6) 発展普及性

(審査採点)

第10条 審査項目ごとに3段階の採点を行い、その合計を採点合計点とし、50点満点とする。

- (1) 認められる2点
- (2) 工夫次第で認められる1点
- (3) 認められない0点

(提案の採否)

第11条 各委員の採点の合計点を委員人数に50点を乗じた値で除した値が70%以上を採否の基準とし、申請事業毎に審査会の意見を付して総合判定する。

(意見の聴取)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、提案者及び関係職員の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(庶務)

第13条 まちづくり提案審査会に関する庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか審査会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月30日から施行する。

(様式 略)

(目的)

第1条 この条例は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例（平成21年柴田町条例第40号。以下「まちづくり基本条例」という。）第32条の規定に基づき、住民による直接投票（以下「住民投票」という。）の制度を設けることにより、町の将来にかかわる重要な事項（以下「重要事項」という。）について、住民投票によって示された住民の意思をまちづくりに反映し、もって公正で民主的なまちづくりの運営及び住民福祉の向上を図るとともに、住民のまちづくりへの参加を推進することを目的とする。

(住民投票に付することができる重要事項)

第2条 住民投票に付することができる重要事項とは、住民に直接賛否を問う必要があると認められる事項であって、町及び住民全体に直接の利害関係を有するものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 町の権限に属しない事項。ただし、町の意味として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 町の組織、人事及び財務に関する事項
- (4) 前3号のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

2 前項に定めるもののほか、既に住民投票に付された事項又は町議会により意思決定が行われた事項にあっては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものとする。

(投票資格者)

第3条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において本町の区域内に住所を有する年齢満20年以上のものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上本町に住所を有するもの。ただし、他の市町村から本町に住所を移したもので住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日から引き続き3箇月以上本町の住民基本台帳に記録されているものに限る。
 - (2) 外国人住民で、引き続き3箇月以上本町に住所を有するもの。ただし、他の市町村から本町に住所を移したもので住民基本台帳法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日から引き続き3箇月以上本町の住民基本台帳に記録されているもので、投票資格者名簿への登録を申請したものに限り。
- 2 前項第2号に規定する外国人住民とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
 - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、投票資格を有しない。
- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定（以下「選挙法規定」という。）により選挙権を

有しない者

(2) 第1項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者

(住民投票の発議及び請求)

第4条 前条第1項第1号に規定する投票資格者は、投票資格者の総数の50分の1以上の者の連署をもって住民投票を発議し、その代表者から、町長に対し、書面によりその実施を請求することができる。

2 町議会議員は、重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成(発議者を含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。

3 町長は、自ら住民投票を発議することができる。

4 町長は、前3項の場合において、町議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 町長は、第1項の請求に係る署名者数が投票資格者総数の4分の1以上の者の連署による住民請求を受理したときは、議会への付議を省略し、住民投票を実施しなければならない。

(住民投票の請求手続等)

第5条 住民投票の請求に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式により行わなければならない。

2 住民投票の署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第2項から第4項まで及び第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定による直接請求の例によるものとする。

(請求代表者証明書の交付等)

第6条 第4条第1項の規定により実施を請求しようとする代表者(以下「請求代表者」という。)は、町長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求及び申請があったときは、実施請求に記載された住民投票に付そうとする事項及びその趣旨が第2条に規定する重要事項及び前条第1項の形式に該当することを確認し、柴田町選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)にその旨を通知しなければならない。

3 町長は、請求代表者が選挙人名簿に登録されている場合は、請求代表者であることの証明書を交付し、直ちにその旨を公表しなければならない。

(住民投票の形式)

第7条 住民投票は、二者択一で賛否を問う形式とする。

(住民投票の執行)

第8条 住民投票は、町長が執行するものとする。

2 町長は、第4条第4項及び第5項の規定により住民投票を実施するときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

3 町長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(投票資格者の登録)

第9条 選挙管理委員会は、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載した名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製し、保管しなければならない。

2 選挙管理委員会は、住民投票を実施する場合においては、第11条第2項の規定による当該住民投票の告示の日の前日現在における投票資格者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない

ない。

(住民投票の請求に必要な署名数の告示)

第10条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに投票資格者名簿に登録されている者の50分の1及び4分の1の数を告示しなければならない。

(住民投票の期日)

第11条 選挙管理委員会は、第8条第2項の規定による通知があった日から起算して60日を超えない範囲内において住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定める。

2 選挙管理委員会は、前項により投票日を定めたときは、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の5日前までに告示しなければならない。

3 第1項の規定により投票日を定めた以後、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙又は宮城県若しくは柴田町の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。この場合において、選挙管理委員会は、速やかにその旨を告示し、変更後の住民投票の期日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。

(投票所)

第12条 投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を告示しなければならない。

(投票の方法)

第13条 住民投票は、1の投票事項につき1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、代理投票をすることができる。

(投票所における投票)

第14条 投票資格者は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本との対照を経て、投票をしなければならない。

(期日前投票等)

第15条 投票資格者は、前条の規定にかかわらず、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

2 前項の期日前投票は公職選挙法第48条の2の規定による期日前投票の例によるものとし、不在者投票は同法第49条の規定による不在者投票の例によるものとする。

(無効投票)

第16条 次に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号以外の事項を記載したもの

(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの

(4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの

(5) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのかが判明し難いもの

(6) 白紙投票

(情報の提供)

第17条 選挙管理委員会は、投票日の前日までに、住民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び第11条第2項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を町広報その他適当な方法により、投票資格者に提供するものとする。

2 町長は、第6条第1項の請求代表者証明書の交付申請が提出された場合は公聴会を開催し、公聴会の開催に当たっては、次の事項を公表しなければならない。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所
 - (2) 住民投票に付そうとする内容及び関連事項
 - (3) 意見を述べることができる者の範囲
 - (4) その他必要な事項
- (投票運動)

第18条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等住民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(住民投票の開票要件)

第19条 住民投票は、1の投票事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、開票作業その他の作業は行わないものとする。

(投票結果の告示等)

第20条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を町長に報告しなければならない。

2 町長は、選挙管理委員会から前項による報告があったときは、その内容を直ちに当該請求に係る代表者に通知するとともに、町議会議長に報告しなければならない。

(再請求等の制限期間)

第21条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について第4条の規定による発議及び請求をすることができない。

(投票及び開票)

第22条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。

(結果の尊重)

第23条 議会及び町長は、まちづくり基本条例第32条第2項の規定により住民投票の結果を尊重する。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の一部改正)

2 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例（平成21年柴田町条例第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(趣旨)

第1条 この規則は、柴田町住民投票条例（平成25年柴田町条例第1号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(実施請求書等)

第3条 条例第4条第1項に規定する実施請求は、住民投票実施請求書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第6条第1項の規定により住民投票実施請求書に記載する住民投票に付そうとする事項の趣旨は、1,000字以内で記載しなければならない。

3 条例第6条第1項に規定する申請は、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第2号）により行うものとする。

4 条例第6条第3項に規定する代表者証明書は、住民投票実施請求代表者証明書（様式第3号）によるものとする。

5 町長は、条例第6条第1項の規定による申請を受理し、請求代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに次条に規定する住民投票審査委員会に対して、請求された事項について条例第2条に該当するかどうかの審査を文書にて依頼しなければならない。

6 住民投票審査委員会は、前項による依頼を受けてから7日以内に請求された事項について審査し、その結果について町長へ文書にて通知しなければならない。

(住民投票審査委員会)

第4条 前条第5項に規定する審査を行うため、町長は、柴田町住民投票審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員5人以内で組織し、委員は町長が委嘱する。

3 前条第6項による審査終了後、任期を終えるものとする。

(代表者証明書の交付申請等の却下)

第5条 町長は、条例第6条第1項の規定による請求又は申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、その請求及び申請を却下するものとする。

(1) 条例第6条第2項の規定に該当しないとき。

(2) 条例第6条第3項の規定による確認ができないとき。

(署名簿及び署名等)

第6条 署名簿は、住民投票実施請求者署名簿（様式第4号）によるものとする。

2 署名等（印を押すことを除く。次項において同じ。）は、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字及び町長が認める記号でし、かつ、判読し得るものとしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、署名等は、盲人が点字（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字をいう。以下同じ。）で自書することによりすることができる。

(署名等の委任)

第7条 請求代表者は、投票資格者に委任して、署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、住民投票実施請求書又はその写し及び住民投票実施請求代表者証明書又はその写し並びに住民投票実施請求署名収集委任状（様式第5号）を添付した住民投票実施請求者署

名簿を用いなければならない。

- 2 請求代表者は、前項の規定により署名等を求めるための委任をしたときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

(審査名簿の調製)

第8条 町長は、審査名簿（条例第9条第2項の規定による投票資格者名簿をいう。以下同じ。）の調製のために必要な限度において、条例第3条第3項各号のいずれかに該当する者についての情報であって、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第3項（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条第4項の規定により準用する場合及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第4項の規定により適用される場合を含む。）又は後見登記等に関する省令（平成12年法務省令第2号）第13条の規定により町長が知り得たものを利用することができる。

- 2 町長は、審査名簿の調製のために必要があると認めるときは、住民投票の投票権の有無その他必要な事項を調査することができる。

(審査名簿の表示及び訂正等)

第9条 町長は、審査名簿に登録されている者が死亡したことを知った場合は、速やかに審査名簿にその旨を表示するものとする。

- 2 町長は、審査名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合は、速やかにその記載の修正又は訂正をするものとする。

(審査名簿の抄本の閲覧等)

第10条 町長は、条例第9条第1項の規定により調製した名簿を閲覧させるときは、閲覧開始の日の3日前までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

- 2 前項の規定による閲覧及び異議の申出は、柴田町の休日を定める条例（平成元年柴田町条例第28号）第1条第1項に規定する町の休日においてもすることができる。

(署名簿の縦覧等)

第11条 町長は、署名簿を縦覧に供するとき、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示するものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による縦覧について準用する。

(住民投票実施の請求等)

第12条 条例第4条第1項の規定による請求は、代表者が住民投票実施請求者署名簿の返付を受けた日から5日以内に、住民投票実施請求書に住民投票実施請求署名収集証明書（第6号様式）及び住民投票実施請求者署名簿を添えて行わなければならない。

- 2 前項の規定による請求があった場合において、住民投票実施請求者署名簿の有効署名等の総数が必要署名者数に達しないとき、又は前項に規定する期間を経過しているときは、町長は、同項の規定による請求を却下するものとする。

- 3 第1項の規定による請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、町長は、3日以内の期限を付けて同項の規定による請求を補正させるものとする。この場合において、代表者がその定められた期限までに補正をしないときは、同項の規定による請求を却下するものとする。

- 4 条例第4条第1項の規定による請求を受理したときは、町長は、速やかにその旨を代表者に通知するものとする。

(署名等の押印に関する取扱い)

第13条 条例及び規則の定めにより、投票資格者が押印すべき場合において、外国人は署名することをもって足りるものとする。

(投票所)

第14条 条例第15条の規定による期日前投票の投票所の設置は、選挙管理委員会の指定する場所とする。

(投票管理者及びその職務代理者)

第15条 投票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から選挙管理委員会が選任する。

2 選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該住民投票の投票資格者の中からあらかじめ選任しておくものとする。

(投票立会人)

第16条 投票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下(期日前投票にあつては、2人)を選挙管理委員会が選任する。

(投票用紙)

第17条 条例第13条第1項の規定による投票は、町長が別に定める投票用紙により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、点字による投票(以下「点字投票」という。)は町長が別に定める点字用の投票用紙により行うものとする。

(点字投票)

第18条 点字投票は、盲人が投票管理者に申し立てることにより行わなければならない。この場合において、投票管理者は、点字用の投票用紙を交付しなければならない。

2 点字投票を行う投票人は、点字用の投票用紙に、付議事項に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と点字により自書しなければならない。

(点字投票の無効投票)

第19条 次の各号のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。

- (1) 点字用の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
- (3) 賛成又は反対を自書しないもの
- (4) 賛成及び反対をともに記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの

(代理投票)

第20条 条例第13条第3項の規定による代理投票は、身体の故障又は文盲により、○の記号を自書することができない投票人が、投票管理者に申請することにより行わせなければならない。

(投票記載所の掲示)

第21条 選挙管理委員会は、住民投票の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に付議事項又はその趣旨を掲示するものとする。

2 選挙管理委員会は、条例第11条第3項の規定による告示の日の翌日から住民投票の期日の前日までの間、期日前投票の投票所又は公職選挙法施行令第55条第3項の規定の例により置かれる不在者投票管理者が管理する不在者投票の投票を記載する場所内の適当な箇所に付議事項又はその趣旨を掲示するものとする。

(開票管理者及び開票立会人)

第22条 開票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から選挙管理委員会が選任する。

2 開票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て3人以上5人以下を選

挙管理委員会が選任する。

(投票の点検等)

第23条 開票管理者は、開票立会人とともに、当該住民投票における投票所及び期日前投票の投票所の投票を混同して、投票を点検しなければならない。

2 開票管理者は、前項の規定による投票の点検が終わったときは、速やかにその結果を選挙管理委員会に報告しなければならない。

(複数の住民投票の同時実施)

第24条 複数の住民投票を同時に行う場合における投票及び開票の順序は、選挙管理委員会が定める。

2 複数の住民投票を同時に行う場合においては、条例第22条に規定するものを除くほか、投票及び開票に関する規定は、各住民投票を通じて適用する。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(様式 略)